

山梨英和大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の信仰に基づき広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、知的、道徳的及び応用的諸能力を展開させ、もって国際的視野に立つよりよき社会人としての人間形成を行うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制等については、別に定める。

第2章 組織

(学部・学科)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

人間文化学部 人間文化学科

(学部の教育研究目的)

第3条の2 人間文化学部は、人間と文化の領域に関する教育研究を通して、主体的に自己を表現できる創造性豊かな教養人の育成を目的とする。

(学科の学生定員)

第3条の3 人間文化学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3 年 次 編入学定員	収容定員
人間文化学部	人間文化学科	250 人	20 人	1,040 人

(大学院)

第3条の4 本学に、次の大学院を置く。

大学院 人間文化研究科 臨床心理学専攻

2 大学院の学則は、別に定める。

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(教育研究施設)

第4条の2 本学に、次の教育研究施設を置く。

心理臨床センター

2 前項に規定する施設の規程は、別に定める。

第3章 職員組織・教授会

(職員組織)

第5条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員

2 前項に規定するもののほか、学長の職務を補佐するため、副学長を置くことができる。

(特別任用教員)

第5条の2 本学特別任用教員を置くことができる。

2 特別任用教員に関する規則は、別に定める。

(客員教員)

第5条の3 本学客員教員を置くことができる。

2 客員教員に関する規則は、別に定める。

(事務局)

第6条 本学事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第7条 本学重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、次の者で構成する。

(1) 教授

(2) 准教授

(3) 専任講師

(4) 助教

(5) 必要な場合は、事務部長その他の職員を加えることができる。

3 教授会に関する規程は、別に定める。

第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の規定にかかわらず、学期の区分を変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) クリスマス 12月25日

(4) 夏季休業 8月1日から9月23日まで

(5) 冬季休業 12月22日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月21日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第5章 学部通則

(修業年限及び在学年限)

第11条 学部の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学又は再入学により入学した学生は、入学後の修業年限の2倍に相当する年限を超えて在学

することはできない。

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の出願)

第14条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

2 出願の時期、方法及び書類等については、募集要項等に定める。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、在学誓書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学、学士入学、再入学及び転入学)

第17条 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者、外国において学校教育における14年の課程を修了した者又は専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者で、本学に編入学を志願する者には、選考のうえ、3年次に入学を許可する。

2 大学を卒業した者又は退学した者若しくは外国において学校教育における16年の課程を修了した者又は14年以上で退学した者で、本学に学士入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

第6章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヶ月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第19条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き1年を超えて延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第11条第2項に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第21条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第22条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第11条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第11条第2項に定める在学期間を超えた者

(2) 第19条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第24条の2 前条第3号により除籍された者が、除籍発令後3箇月以内に滞納した学費を納入し、除籍取消しを願い出、許可された場合は復籍することができる。

第7章 教育課程・履修方法

(授業科目)

第25条 授業科目を基礎科目、基盤科目及び専門科目に区分する。

2 授業科目の履修方法及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(教育職員免許状の取得)

第25条の2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第25条に規定するもののほか、教育職員免許法及び同施行規則の定めるところにより、別表第2に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

(1) 中学校教諭一種免許状(国語、英語)

(2) 高等学校教諭一種免許状(国語、英語、情報)

3 教育職員免許状取得に関する必要な事項については、別に定める。

(図書館司書資格の取得)

第25条の3 図書館司書の所要資格を取得しようとする者は、第25条に規定するもののほか、図書館法及び同施行規則の定めるところにより、別表第3に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 図書館司書資格取得に関する必要な事項については、別に定める。

(博物館学芸員資格の取得)

第25条の4 博物館学芸員の所要資格を取得しようとする者は、第25条に規定するもののほか、博物館法及び同施行規則の定めるところにより、別表第4に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 博物館学芸員資格取得に関する必要な事項については、別に定める。

(日本語教員養成課程科目)

第25条の5 日本語教員養成課程の科目を履修しようとする者は、第25条に規定

するもののほか、別表第5に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2 履修すべき科目及び単位数については、別に定める。

(授業期間)

第26条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位数の計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、別表第1に定める当該科目の単位数とする。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験に関する事項は、別に定める。

(学習成績の評価)

第29条 学習成績の評価は、AA、A、B、C、Fをもって示し、C以上を合格とする。

2 評価に関する事項は、別に定める。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修)

第30条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、文部科学大臣が別に定める学修、及び本学が特に認めた学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、本学で修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での学修の許可)

第32条 本学学生にして、第30条及び第31条に定める学修を希望する者は、教授会の許可を得なければならない。

(本学以外で学修したものの取扱い)

第33条 本学以外で学修したものと及び単位の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学(外国の大学等を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)、文部科学大臣が別に定める学修及び本学が特に認めた学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、編入学、再入学及び転入学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

第8章 卒業及び学位

(卒業要件)

第35条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、所定の授業科目について124単位以上を修得しなければならない。

- 2 第30条、第31条及び第34条の規定により修得した単位は、前項に定める卒業要件単位に含めることができる。

- 3 第3年次に編入学した学生に前1項の規定を適用する場合には、「4年」とあるのは「2年」と読み替え、62単位以下を1年次及び2年次において、修得したものとみなすことができる。

(卒業)

第36条 前条の卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第37条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学士(人間文化)の学位を授与する。

第9章 外国人留学生、科目等履修生、委託生、特別聴講生及び研究生

(外国人留学生)

第38条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可する。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第39条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可する。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第39条の2 公共団体その他の機関から特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、本学の学生の教育研究に支障を来さない範囲において、その者を選考のうえ、委託生として受託することがある。

- 2 委託生の資格は、第13条に規定する者とする。

- 3 前項に定めるもののほか、委託生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第40条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可する。

- 2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第41条 本学において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

第10章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(入学検定料等の金額)

第42条 本学の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費(以下「入学検定料等」という。)の金額は、別表第6のとおりとする。

2 前項のほか、特定の授業科目を履修する場合は、必要に応じ個々に定める経費を別途徴収することがある。

(授業料等の納付)

第43条 授業料及び教育充実費(以下「授業料等」という。)は、年額を前期及び後期の学期毎に等分して所定の期日までに納付しなければならない。

2 本学交換留学生及び外国人留学生の学費並びに科目等履修生、委託生及び研究生の納付金については、別に定める。

3 その他納付に関して必要な事項は別に定める。

(納付した入学検定料等)

第44条 納付した入学検定料等は返還しない。ただし、別に定める期日までに文書により、入学辞退の申し出のあった者の授業料等については、この限りではない。

(復学等の場合の授業料等)

第45条 学期の中途において復学した者は、復学した学期分の授業料等を復学した日の属する月の末日までに納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第46条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの学期分までの授業料等を納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第47条 休学を許可され又は命ぜられた者は、休学した学期の翌学期分から復学した学期の前学期分までの授業料の半額を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第48条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(本学交換留学生の学費)

第48条の2 本学学生の交換留学期間中の本学学費については、別に定める。

(外国人交換留学生の学費)

第48条の3 外国人交換留学生の学費については、別に定める。

(特別聴講生の学費)

第48条の4 特別聴講生の学費については、別に定める。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第49条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部を免除、貸与又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第50条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第51条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 学生の懲戒に関する事項は、別に定める。
- 4 前2項の退学は、別に定めるものの他次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 学業成績が不良で卒業見込みがないと認められた者
 - (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 奨学制度

(奨学制度)

第52条 奨学のため、次の制度を設ける。

- (1) 給費生 災害、その他家庭の経済状況急変により修学困難な者に対し、給費生として採用し、給付金を給付する。
- (2) 奨学生 修学の熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学生として採用し、奨学金を貸与する。

2 前各号の制度に関する詳細は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第14章 改正及び細則

(改正)

第54条 本学則の改正は、教授会の議を経なければならない。

(細則その他)

第55条 本学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年5月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 別表第5において規定するセンター利用入試入学検定料は、2003年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第24条の2において規定する復籍は、平成15年度中に除籍となった者から適用する。
- 3 平成16年3月31日に在学する者については、改正後の第29条及び別表第1の規定（ただし、キャリアデザイン、教育学及び心理学概論の授業科目を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者に係る教育課程は、改正後の第25条、第25条の2別表第2、第25条の3別表第3及び第25条の4別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第25条の5別表第5に定める科目及び単位は、平成19年度の1年次及び3年次に入学する者から適用する。
- 4 第42条において規定する入学検定料の額は、平成19年度の入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。(第25条関係)

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。(第5条他関係)

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第25条の2別表第2に定める「教育制度論」、「教育課程論」及び「教職実践演習」は、平成22年度の1年次及び3年次に入学する者から適用する。

附 則

この学則は、平成22年9月24日から施行する。

別表第1

基礎科目				
授業科目	必修	選択	自由	備考
キリスト教と山梨英和	2			
キリスト教と文化	2			
アカデミックリテラシー	2			
基礎ゼミナール1	3			
基礎ゼミナール2	3			
外国語（英語1）		1		
外国語（英語2）		1		
外国語（フランス語1）		1		
外国語（フランス語2）		1		
外国語（ドイツ語1）		1		
外国語（ドイツ語2）		1		
外国語（中国語1）		1		
外国語（中国語2）		1		
外国語（韓国語1）		1		
外国語（韓国語2）		1		
外国語（日本語1）		1		
外国語（日本語2）		1		
アカデミック・ジャパニーズ		2		
ITリテラシー演習1	1			
ITリテラシー演習2	1			
日本の憲法		2		
キャリアデザイン1	2			
キャリアデザイン2		2		
キャリアデザイン3		2		
キャリアデザイン4		2		
キャリアデザイン5		2		
インターンシップ		2		
健康スポーツ論		2		
スポーツ実技		1		

基盤科目				
授業科目	必修	選択	自由	備考
聖書の世界		2		
現代人と宗教		2		
宗教とカウンセリング		2		
人間関係論		2		
体験としての人間理解		2		
ココロと現代社会		2		
体験としての異文化理解		2		
カナダの社会と文化		4		
造形と制作		2		
絵画の表現		2		
音楽の表現		2		
自然と環境		2		
ココロの科学Ⅰ		2		
ココロの科学Ⅱ		2		
認知心理学		2		
生理心理学と神経科学		2		
学習心理学		2		
はじめてのカウンセリング		2		
心理学研究法		2		
心理学実験演習		2		
発達心理学		2		
臨床心理学		2		

授 業 科 目	必修	選択	自由	備 考
人格心理学		2		
社会心理学		2		
コミュニティ心理学		2		
ココロと社会のデータ分析		2		
数学をやりなおそう		2		
コンピュータと生活		2		
はじめての統計		2		
コンピュータ科学入門		2		
プログラミング基礎		2		
プログラミングのための数学		2		
I Tリテラシー応用演習		1		
プレゼンテーション演習		1		
W e bデザイン演習		1		
インターネット検索演習		1		
知的財産権と情報倫理		2		
情報と職業		2		
経済入門		2		
経営入門		2		
日本の産業と経営		2		
生活の中の中国語		1		
生活の中の韓国語		1		
日韓文化交流史		2		
中国現代事情		2		
韓国現代事情		2		
国際関係事情		2		
新聞で読む社会情勢		2		
アジアのビジネス		2		
会社の仕組み		2		
企業財務の仕組み		2		
ビジネスファイリング		2		
図書館情報論		2		
P C検定対策		2		
英語コミュニケーション		2		
英語音声学		2		
英米の文化		2		
英米の演劇		2		
英米の文学		2		
比較文化・思想論		2		
English Reading I		1		
English Writing		1		
English Listening I		1		
English Speaking I		1		
T O E I C		1		
English Reading II		1		
English Listening II		1		
English Speaking II		1		
日本文化入門		2		
現代文化入門		2		
日本語学		2		
日本語表現論		2		
日本語の音声		2		
社会言語学		2		
日本の文学		2		
言語文化創造Ⅰ (歴史・うた)		2		
言語文化創造Ⅱ (物語・日記)		2		
言語文化創造Ⅲ (小説・詩)		2		
表現と創作		2		

授 業 科 目	必修	選択	自由	備 考
マンガ文化研究		2		
身体と表現		2		
セルフプロデュースの技法		2		

専門科目				
授 業 科 目	必修	選択	自由	備 考
発達臨床心理学		2		
発達障害者・児の心理・生理		2		
深層心理学		2		
心理学文献講読		2		
グループアプローチ		2		
教育心理学		2		
生涯学習論		2		
生涯発達論		2		
コミュニティワーク		2		
産業心理学		2		
生と死の臨床教育		2		
カウンセリング演習		2		
アドバンスト心理学研究演習		2		
異常心理学		2		
心理療法論		2		
学校臨床心理学		2		
家族心理学		2		
精神医学		2		
非行と犯罪の心理学		2		
心理検査演習		2		
臨床心理フィールド演習		2		
地域支援の心理学		2		
キャリア心理学		2		
ストレスマネジメント法		2		
キャリアカウンセリング演習		2		
異文化交流の心理学		2		
グリーフワーク		2		
ヒューマンケア		2		
コンピュータシステム		2		
情報ネットワーク		2		
アルゴリズム基礎		2		
プログラミング基礎演習		1		
プログラミング応用		2		
プログラミング応用演習		1		
オペレーティングシステム		2		
データベース		2		
データベース演習		1		
アルゴリズム応用		2		
Webプログラミング演習		1		
システム開発の方法		2		
情報セキュリティ		2		
オペレーションズリサーチ		2		
情報システム実験演習Ⅰ		2		
情報システム実験演習Ⅱ		2		
ビジネス中国語		1		
ビジネス韓国語		1		
貿易入門		2		
経営と情報		2		
マクロ経済		2		
開発経済		2		

授 業 科 目	必修	選択	自由	備 考
現代ジャーナリズム		2		
テレビ・映像事情		2		
広告と産業		2		
コミュニケーションの活用		2		
視聴覚メディアの活用		2		
英語学		2		
日英の表現比較		2		
American Society and Culture		2		
I T English		1		
英米の現代文化と英語		2		
翻訳のしかた		2		
英米の児童文学		2		
英米の舞台芸術		2		
英米の思想		2		
英語圏地域研究		2		
English Bible and Western Culture		2		
Tourism English		2		
Business English		2		
Current English		1		
English Presenttation		1		
English Recitation		1		
日本語文法研究		2		
日本語教授法1		2		
日本語教材・教具論		2		
日本語表現演習		2		
日本古典文学の歴史		2		
日本近代文学の歴史		2		
漢文学概論		2		
書道		2		
表現と文体		2		
現代の日本語		2		
日本語の文法		2		
日本語教授法2		2		
日本語教授法演習（含実習）		2		
上代文学講読		2		
中古文学講読		2		
近現代文学講読		2		
漢文講読		2		
日本言語文化特論		2		
日本の古典芸能		2		
コミュニケーションの技法		2		
子どもと文化		2		
メディアの編集工学		2		
シナリオ制作		2		
専門ゼミナール		2		
卒業研究		6		

別表第2

区分	授 業 科 目	必修	選択	自由	備 考
教 職 に 関 す る 科 目	教師論	2			
	教育原理 I	2			
	教育原理 II	2			
	教育心理学	2			
	発達障害者・児の心理・生理		2		
	教育制度論	2			
	教育課程論	2			
	国語科指導法 I	2			
	国語科指導法 II	2			
	国語科指導法 III	2			
	国語科指導法 IV	2			
	英語科指導法 I	2			
	英語科指導法 II	2			
	英語科指導法 III	2			
	英語科指導法 IV	2			
	情報科指導法 I	2			
	情報科指導法 II	2			
	道徳教育論	2			
	特別活動論	2			
	教育方法論	2			
	視聴覚メディアの活用			2	
	生徒指導概論	2			
	学校臨床心理学	2			
教育実習事前・事後指導	1				
教育実習 I	2				
教育実習 II	2				
教職実践演習 (中・高)	2				

別表第3

区分	授 業 科 目	必修	選択	自由	備 考
司 書 に 関 す る 科 目	生涯学習論	2			
	図書館情報論	2			
	図書館経営論	1			
	図書館サービス論	2			
	情報サービス概説	2			
	レファレンスサービス演習	1			
	情報検索演習	1			
	図書館資料論	2			
	専門資料論	1			
	資料組織概説	2			
	資料組織演習	2			
	児童サービス論	1			
	図書及び図書館史			1	
	コミュニケーションの活用			2	
	視聴覚メディアの活用			2	
図書館特論			1		

別表第4

区分	授 業 科 目	必修	選択	自由	備 考
学 芸 員 に 関 す る 科 目	生涯学習論	2			
	博物館概論	2			
	博物館経営論	1			
	博物館資料論	2			
	博物館情報論	1			
	博物館実習	3			
	視聴覚メディアの活用	2			
	教育原理	2			

別表第5

日本語教員養成課程					
区分	授 業 科 目	必修	選択	自由	備 考
言語と教育	日本語教授法1	2			
	日本語教授法2	2			
	日本語教材・教具論	2			
	日本語教授法(含実習)	2			
言語	日本語学	2			
	日本語文法研究	2			
	日本語表現論		2		
	日本語の音声		2		
	表現と文体		2		
	現代の日本語		2		
言語と心理	コミュニケーションの活用		2		
	教育心理学		2		
	認知心理学		2		
言語と社会	社会言語学		2		
	日本の憲法		2		
	日本語表現法演習		2		
	コミュニケーションの技法		2		
社会・文化・地域	国際関係事情		2		
	現代文化入門		2		
	日本文化入門		2		
	言語文化創造Ⅰ(歴史・うた)		2		
	言語文化創造Ⅱ(物語・日記)		2		
	言語文化創造Ⅲ(小説・詩)		2		

別表第6

項 目	金 額
入学検定料	33,000円
センター試験利用 入試入学検定料	17,000円

項 目	金 額	
学 費	入学金	150,000円
	授業料	700,000円
	教育充実費	300,000円
合 計	1,150,000円	